

平成29年度第1回奈良県大規模小売店舗立地審議会 議 事 録

1 開催日時

平成29年6月21日（水） 13:15～14:30

2 開催場所

奈良県産業振興総合センター イベントホール

3 出席者

審議会委員：榊原会長、花田委員、杵崎委員、藤平委員、吉田委員

事務局：産業振興総合センター創業・経営支援部 榊井部長

商業・サービス産業課 稲葉課長、人見係長

服部主任主事、波多主任主事

事業者：(仮称) ドラッグコスモス五條今井店

(株)コスモス薬品 1名

(株)キタムラ 1名

泉州繊維産業(株) 1名

4 議題

(1)「(仮称) ドラッグコスモス五條今井店」新設届出について

(2) 届出状況及び今後の審議会の開催予定について

5 議事内容

(1)「(仮称) ドラッグコスモス五條今井店」新設届出について

①諮問事項及び届出の概要説明（事務局）

②指針への対応状況について説明（事務局）、質疑応答

③届出概要の説明（設置者）、質疑概要

・事業者より、大規模小売店舗届出書に基づき届出概要について説明

質疑

●交通

審議会)

国道24号線から今井三丁目交差点を右折する際、対向の直進車をかなり待つこととなりますが、交通上問題がないかご説明願います。

事業者)

国道24号線を東方面から来た車の右折について、車と車の間を抜けることも可能です。

また、この交差点は時差信号になっており、西から東への通行が先に止まって、その後東側からの車両への青信号が12秒間あります。12秒あれば、計算上信号1サイクル当たり6台、1

時間あたり120台がさばけるため、十分処理できると考えます。

審議会)

右折待ち車両のために、後続車両が止まることはありませんか。

事業者)

国道24号線に、30mの右折レーン（テーパー長は10m）がありますので、後続車両への影響は少ないと思われます。

審議会)

店舗前道路が通学路になっているのが気になります。下校時に指定されている通学路は店舗の反対側ですが、反対側の歩道は途中で一部切れており、店舗前を通る児童もいると思われます。

視認性確保のため、南側のブロック塀を4m分潰してネットフェンスに変える、工事用ミラーをそのまま残すなど、現状色々な対策を取っていただいておりますが、例えば出入口に残す工事用ミラーを注視する看板を設置するなど追加で検討できませんか。

事業者)

「通学路注意!! 一旦停止、左右安全確認」という看板を設置するため、それで十分注意喚起できると思われますが、ミラーをもっと注視するような看板設置についても社内で検討していきます。

審議会)

ミラーを設置する高さについて、安全確認しやすい場所になるよう、今のままでいいかどうかも含めて慎重にご検討願います。

事業者)

了解しました。

審議会)

出入口の前面道路について、歩道部分を除いた道路幅員はどれぐらいありますか。また今後、道路拡幅の予定はありませんか。

事業者)

道路幅員は6.5mですが、路側帯部分を除くと5.5mになります。基本的にこの道路が広がる予定は聞いておりません。

審議会)

登校時と下校時の通学路で使用する歩道が異なるのはなぜですか。

事業者)

小学校の指導によるものと聞いております。店舗の反対側の方が比較的安全に通行できますが、一部歩車分離が出来ておりません。

敷地を1mセットバックして空地を設ける際にも、警察や道路管理者などに対して道路形状を変更しないと安全確保ができない旨を事業者からも意見しております。

審議会)

荷さばき車両が問題なく荷さばき施設に出入りできるか、ご説明願います。

事業者)

荷さばき車両は荷さばき施設付近で問題なく転回できますが、詳細な軌跡について後日提出いたします。

審議会)

荷さばき車両は国道25号線のどちら側から来るケースが多いですか。

事業者)

商品の搬送計画についてこれから検討することになりますが、運用上、影響が出ないように努力していきます。

審議会)

歩行者用通路と車路の色はどのような予定ですか。

事業者)

異なる色にするかどうかについてはまだ決まっておりませんが、少なくとも舗装を変えるなどして分かりやすくなるようにします。

●騒音

審議会)

敷地西側の騒音予測地点 B に関する追加資料で考慮されている遮音壁は既存のブロック塀ですか。

事業者)

既存のブロック塀について詳細な高さを精査する必要がありますが、ほぼ同じ高さの遮音壁を想定しておりますので、既存のブロック塀で評価していると考えていただいて構いません。

審議会)

遮音壁では高周波の遮音効果が大きいですが、騒音源は低周波ですので、高さも十分ご検討願います。

事業者)

承知しました。

審議会)

追加資料の意図は何ですか。

事務局)

大規模小売店舗立地法は、事業者が現状の生活環境に配慮するよう求める主旨の法律であり、騒音について現状の生活環境に配慮し、基準も満たしているため、届出上問題ないと考えられます。

現時点で事業者が配慮する必要はありませんが、参考のため、もし将来的に現在農地となっている地点に住居が建った場合でも生活環境に配慮した対策を取ることが可能な旨を事業者から自

主的に示していただいた資料になります。

●廃棄物

審議会)

生ごみは排出されませんか。

事業者)

食品加工場がないので、生ゴミは発生しません。

審議会)

可能な限り分別してリサイクルをお願いします。

事業者)

承知しました。

●街並み

審議会)

外観はどのような色にする予定ですか。

事業者)

他の奈良県内の店舗と同様、外観は白とクリーム色、入口は濃い茶色にする予定です。

審議会)

緑地の植栽はどのようなものにする予定ですか。

事業者)

芝を予定しております。

審議会)

冷房負荷を削減する観点からすると西側の緑地は効果的ですので、芝以外の植栽も検討できませんか。

事業者)

虫や落ち葉など近隣住民の方にも影響が生じるため、高木は難しいですが、検討します。

審議会)

すぐ横にブロック塀があるため、敷地西側に緑地を設けてもあまり意味がないように思えますが、緑化基準などありますか。

事業者)

開発緑地として敷地の3%の緑地を設ける必要がありますが、それ以外の基準は特にありません。

審議会)

周辺に古い街並みが広がっている地域ですが、外観について特別な検討をされておりますか。

事業者)

ドラッグコスモスは通常ピンク色の外観ですが、奈良県内では奈良県景観計画等に配慮し、外観を奈良県仕様にさせてもらっております。

④審議結果

- ・大規模小売店舗立地法第4条に定める「指針」への対応状況及び周辺地域の現況を勘案して評価したところ、当該届出店舗の出店にかかる周辺の地域の生活環境への影響について、同法上特段の問題はないものと考えられます。

- ・ただし、現在及び将来においても周辺地域のよりよい生活環境を保持するため、指針への対応状況を勘案して、以下の意見を付記することが適当です。
 - a) 大規模小売店舗立地法第10条に基づき、店舗の周辺の地域の生活環境の保持に配慮されたい。
 - b) 歩行者の安全を守り、来退店車両及び荷さばきを行う関係車両等のスムーズな通行を図るとともに周辺交通に影響が出ないよう、交通整理員の配置などにより、適切に運営されたい。
 - c) 店舗設備に伴う騒音について、店舗の周辺環境に影響が出ないよう、静音を図るための対策を講じる等、特段の配慮をされたい。
 - d) 開店後も周辺地域住民等から周辺交通、騒音など生活環境に関わる苦情等があれば誠実に対応し、必要な対策を講じるなど解決を図られたい。

(2) 届出状況、今後の審議会開催予定について

- ・届出状況、次回案件説明（事務局）

14：30 終了